

令和 6 年 4 月 8 日

保護者の皆様

尾道市立美木中学校
校長 阿世比丸 一樹

警報が発令された場合の安全対策について

梅雨時期等の大雨や台風、冬の大雪など、自然災害が予想される場合の対応について、生徒の安全確保の観点から、尾道市教育委員会「台風における対応指針」に基づき、次のように基準を定めています。ご理解ご協力をよろしくお願いします。

1 警報発令の場合の対応

- (1) 午前 6 時の時点で、尾道市あるいは県南部（尾三地域）・広島県全域において、大雨・暴風・洪水・大雪のいずれかの警報が発令されている場合は、「自宅待機」とします。

○気象情報（警報）の確認は、N T T 天気予報（1 7 7）、T V やラジオの天気予報・ニュース、インターネット上の気象情報等で確認して行動してください。

※午前 6 時以降に上記同様に警報が発令された場合も『自宅待機』とします。

- (2) 午前 11 時の時点で解除されていない（自宅待機のまま連絡がない）場合は、「臨時休業（休校）」とします。

【◎警報解除の場合はコドモンで連絡します。】

2 警報解除への対応

- (1) 午前 11 時以前に警報が解除された場合、学校から各学級ごとにコドモン等で登校開始を連絡します。その時点から安全を確認して「登校」させてください。

- (2) 警報が解除されても、気象・交通機関などの状況により、登校が困難な場合は、その旨を電話等で学校に速やかに連絡し、無理をしないでください。

3 臨時休業中、一斉下校時及び警報解除の場合の注意事項

- (1) 臨時休業中

・外出しない（自学自習、読書、作文、小論文、漢字や計算ドリル、英単語等の反復繰り返し学習、「教科書」の熟読、リモートワーク 等）

- (2) 一斉下校時及び警報解除の場合

・地盤が緩んでいる箇所に近づかない ・増水している河川に近づかない
・高潮の恐れのある海岸に近づかない ・切れた電線に近づかない

4 その他

- ・長期休業中の授業日・部活動についても、上記と同じ対応とします。
・この他、別途連絡をすることがあります。